

岩手県告示第 172 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営夏川地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成 19 年 3 月 6 日

岩手県知事 増 田 寛 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
一関市花泉町油島字柿野木	7 番	田	田	576	288
〃	23 番	〃	〃	991	260
〃	29 番	〃	〃	298	112
一関市花泉町油島字西小田	82 番	〃	〃	1,034	464
一関市花泉町油島字東大川原	19 番 3	用悪水路	用悪水路	488	316
〃	28 番 1	田	田	897	110
〃	31 番 1	〃	〃	424	65
〃	41 番	〃	〃	1,041	188
〃	55 番 2	〃	〃	496	103
〃	71 番	〃	〃	987	212
〃	74 番	〃	〃	981	65
一関市花泉町油島字西大川原	94 番 2	〃	〃	788	45
〃	188 番	〃	〃	1,018	186
一関市花泉町油島字中大川原	7 番	〃	〃	1,009	144
〃	21 番 2	〃	〃	928	299
一関市花泉町油島字中谷地	22 番	〃	〃	1,079	310
〃	72 番 1	〃	〃	901	252
〃	80 番 1	〃	〃	815	369
一関市花泉町油島字内別当	9 番 1	〃	〃	688	65
一関市花泉町油島字廻戸	29 番	〃	〃	1,028	227